

III 軽自動車税

1 軽自動車税環境性能割

3輪・4輪以上の軽自動車で取得価格が50万円を超える車両（新車・中古車を問いません。）が対象となります。軽自動車取得時に申告・納付してください。

なお、「軽自動車税環境性能割」は市町村税となります。当分の間は東京都が賦課徴収を行います。税率等の詳細は東京都ホームページをご参照ください。

2 軽自動車税種別割

（1）主な軽自動車等の種類と税額（令和8年度）

① バイク、ミニカー

車種	排気量または定格出力	税額
バイク	0.6kw以下(特定小型原付)のもの	2,000円
	50cc以下または0.6kw以下のもの	2,000円
	125cc以下かつ最高出力が4.0kw以下のもの	2,000円
	50ccを超え90cc以下または0.6kwを超え0.8kw以下のもの	2,000円
	90ccを超え125cc以下または0.8kwを超え1.0kw以下のもの	2,400円
	二輪の軽自動車	125ccを超え250cc以下のもの
二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	6,000円
ミニカー	20ccを超え50cc以下のもの	3,700円

② 軽自動車（三輪以上。排気量660cc以下のもの）

車種	平成27年3月31日以前に新車登録されたもの	平成27年4月1日以後に新車登録されたもの	新車登録から13年以上経過した軽自動車（電気自動車等を除く。）	
軽自動車	三輪(50cc超)	3,100円	3,900円	4,600円
	四輪乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円
				6,000円

※ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に新車登録された三輪以上の軽自動車のうち電気自動車及び天然ガス等軽自動車、営業用乗用車で、一定の環境性能を有するものについては、その燃費性能に応じて税額をおおむね50%～75%軽減します（グリーン化特例）。

本冊子発行後の法令の改正により、軽自動車税環境性能割の廃止、軽自動車税種別割の名称変更、グリーン化特例の適用期限の延長が行われる場合があります。

(2) 軽自動車税種別割の課税と納税

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在、軽自動車等を所有している方に課税されます。

4月2日以降に軽自動車等を譲渡、または廃車しても、4月1日現在の所有者が、その年度の軽自動車税を納めることになります。

毎年5月上旬に「軽自動車税納税通知書」をお送りします。納期限（例年5月末日）までに納めてください。

※ その年の「軽自動車税納税証明書」は、「軽自動車税納税通知書」により納税を済ませた後で発行できるようになります。

◆納める方法

① 窓口等での納付

コンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行または郵便局、区役所及び地域事務所にて現金で納めることができます。納付後すぐに納税証明書が必要な場合は、この方法により納めてください。

② スマートフォン決済アプリでの納付

「PayPay」「楽天ペイ」「au PAY」「d払い」「ファミペイ」「AEON Pay」「PayB」「楽天銀行コンビニ支払サービス」を利用して納めることができます。(アプリの種類は変わる場合があります)

③ クレジットカード決済での納付

スマートフォンから「モバイルレジ」アプリ又は地方税お支払サイトを利用して納めることができます。

④ インターネットバンキングでの納付

ペイジーマーク () が付いた納付書で、パソコン・スマートフォン・携帯電話からインターネットバンキングを利用して納めることができます。「モバイルレジ」アプリで、スマートフォンからインターネットバンキングを利用して納めることができます。

⑤ ATMでの納付

ペイジーマーク () の表示がある金融機関の ATM で、キャッシュカードまたは現金で納めることができます。

⑥ 地方税お支払サイトでの納付（令和8年9月にeL お支払サイトに名称変更予定です）

eLマーク () が付いた納付書に印刷されたeL-QRやeL番号を使い、パソコンやスマートフォンから地方税お支払サイトを利用して納めることができます。スマートフォン決済アプリ、クレジットカード決済、インターネットバンキング等の支払方法を選択できます。

(3) 軽自動車税種別割の減免

次のような場合には、軽自動車税が減免されることがあります（次頁①～⑥）。

減免を受けようとする方は、申請書の提出が必要です。申請期間は納期限（例年5月末日）までです。なお、詳しくは「軽自動車税納税通知書」に同封する文書をご覧のうえ、お問い合わせください。

（次頁③～⑤については普通自動車を含め、お一人につき1台に限ります）

※1 現在減免を受けている方も、軽自動車等を乗り換えた場合は再度申請が必要です。

※2 減免の申請をする場合は、軽自動車税は納めないでおいてください。納めた場合は減免が受けられなくなります。

- ① 災害等により、生活が困難になった場合
- ② 生活保護法により生活扶助を受けている場合
- ③ 「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「愛の手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている方が所有している場合（※障害の程度が一定基準の方）
- ④ ③に該当する方と生計を共にする方が所有し、もっぱらその方のために使用する場合
- ⑤ ③に該当する方のみで構成する世帯の方が所有し、常時介護する方（別世帯）が運転する場合
- ⑥ 構造上身体障害者等の利用に供するために所有する場合

3 軽自動車税の申告（登録・廃車）

軽自動車等を購入、または譲り受けるなどした場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなつた場合には、必ず申告してください。廃車の申告をしないと、所有していなくても引き続き所有者として課税されてしましますのでご注意ください。

また、住所（所在地）・氏名（名称）・定置場等が変わつた場合にも、申告が必要です。

（1）申告はこちらへ

申告書の提出先は車両の種類によって次のように異なります。

車種	窓口
①排気量125cc以下の原動機付自転車 ②小型特殊自動車、ミニカー	中野区役所税務課諸税担当 ☎03(3228)8908
③排気量125ccを超えるオートバイ (軽二輪、小型自動二輪)	練馬自動車検査登録事務所(陸運局) (登録ヘルプデスク) 練馬区北町2-8-6 ☎050(5540)2032
④排気量660cc以下の軽三輪・軽四輪	軽自動車検査協会東京主管事務所練馬支所 (コールセンター) 板橋区新河岸1-12-24 ☎050(3816)3101

（2）原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車の申告（登録・廃車）

登録・廃車の手続きは次のとおりです。申告時には、申告書を持参する方の本人確認できるもの（運転免許証・マイナンバーカードなど、官公庁が発行したもの）をお持ちください。また、代理人による申告の場合には、委任状をお持ちください。

① 登録の申告（標識の交付）

購入したり、譲り受けたり、または中野区へ転入した場合には、区役所で登録の申告をしてください。標識（ナンバープレート）と標識交付証明書を交付します。

*標識交付証明書…標識（ナンバープレート）を交付した時にお渡しするもので、その車両が自分のものである証明になります。紛失・盗難の場合には、再交付します。

② 登録の申告に必要なもの

ア 個人の場合

	新規 (購入した方)	古いナンバープレートのまま		廃車手続きをすませた後	
		転入した方	譲り受けた方	転入した方	譲り受けた方
必要なもの	販売証明書 申告書を持参する方の本人確認できるもの	ナンバープレート 標識交付証明書 申告書を持参する方の本人確認できるもの	ナンバープレート 標識交付証明書 譲渡証明書 申告書を持参する方の本人確認できるもの	廃車申告受付書 申告書を持参する方の本人確認できるもの	廃車申告受付書 譲渡証明書 申告書を持参する方の本人確認できるもの

※住民登録のない方は、居住を確認できる資料(アパート等の賃貸借契約書、公共料金領収証、郵便物など)と免許証をお持ちください。

イ 法人の場合

個人とほぼ同じですが、中野区で初めて登録する場合は、所在地確認資料(登記簿謄本、郵便物など。納税通知のあて先になります)が必要です。

また、例えば『所在地が区外で定置場が中野区』などのように異なる場合は、定置場を証明する資料(郵便物、公共料金領収証、駐車場契約書など)も必要です。詳しくはお問い合わせください。

③ 廃車の申告(標識の返納)

譲渡・盗難・破損による処分、他の市区町村に転出した場合には、すぐに廃車の申告をして、標識(ナンバープレート)・標識交付証明書をお返しください。

また、廃車申告を代理人に依頼した場合には、廃車申告受付書を受け取り、手続きが済んだことを必ず確認してください。

④ 廃車の申告に必要なもの

標識(ナンバープレート)・標識交付証明書、申告書を持参する方の本人確認できるもの

〈よくあるご質問〉

◆原動機付自転車が盗難にあつたときは?

Q:原動機付自転車が盗難にあってしまいました。どうしたらよいでしょうか?

A:警察署に盗難届を出し、受理した警察署・受理番号・受理年月日を確認のうえ、本人確認のできるものを持って、区役所で廃車の申告をしてください。盗難届の受理年月日で廃車します。盗難届を出していない場合は、廃車申告の年月日で廃車します。

廃車申告をしないと、毎年軽自動車税が課税されますのでご注意ください。

◆ナンバープレートを紛失・破損したときは?

Q:原動機付自転車のナンバープレートがはずれて無くなってしまいました。どうしたらよいでしょうか?

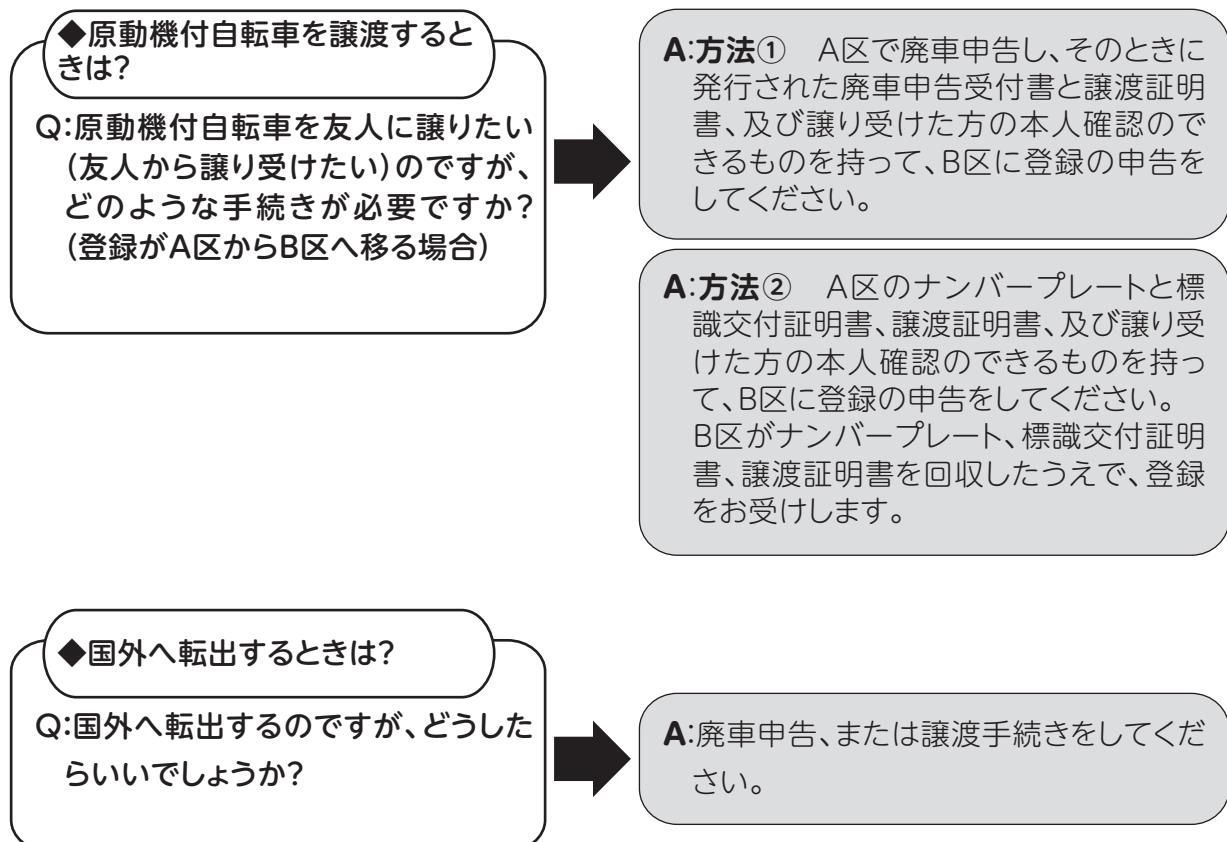
A:標識交付証明書と本人確認のできるもの、及び手数料200円を持って、再発行の手続きをしてください。新しいナンバープレートを交付します。破損の場合はナンバープレートの残り部分をお持ちください。

◆引っ越しをするときは?

Q:A区からB区に引っ越しをします。原動機付自転車のナンバーを変更するにはどのような手続きが必要ですか?

A:方法① A区で廃車申告し、そのときに発行された廃車申告受付書と本人確認のできるものを持って、B区で登録の申告をしてください。

A:方法② A区のナンバープレートと標識交付証明書、本人確認のできるものを持って、B区に申告をしてください。B区がナンバープレートと標識交付証明書を回収したうえで、登録をお受けします。



※ 譲渡證明書は、①譲渡年月日、②譲渡人と譲受人の住所(所在地)・氏名(名称)、③「車台番号〇〇の車両を譲渡する」旨の記載があれば、便せんなどに書いたもので結構です。

このQ&Aは、原動機付自転車(小型特殊・ミニカーを含む)の場合に限ります。
排気量125ccを超えるオートバイ及び軽三・四輪車については、それぞれ自動車検査登録事務所(陸運局)・軽自動車検査協会にお問い合わせください。(34頁参照)